

広島県告示第六百七十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤田 雄山

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所所在地	介護予防サービス事業を廃止した事務所	廃止年月日
社会福祉法人浦崎会	福山市瀬戸町長和梶ヶ谷一―九四番地の三	ホームヘルプサービス高須	平成一九年二月二八日
有限会社むろや	東広島市黒瀬町乃美尾三六三番地四	黒瀬中央観光訪問介護事業所	平成一九年三月二二日
株式会社アイ・テック	広島市安佐北区深川二丁目三八番二号	株式会社アイ・テック介護サービスふれあい・安佐南（西）事業所	平成一九年三月三一日
株式会社コムスン	東京都港区六本木一〇番一号	株式会社コムスン観音ヶアセンター	平成一九年四月三〇日